

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があったときを除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は90分です。
- VII 民法の問題は1ページ、商法の問題は2ページにあります。

民 法

下記の文章を読んで、(1) および (2) の設問に解答せよ。

〔問題〕

甲土地とその上の乙建物を所有していた A は、乙建物で営んでいた家業を長男である B に継がせる布石として、乙建物を B に贈与してその登記をした。B は A から乙建物の引渡しを受けて営業を始めたが、A は B から甲土地の地代を取らなかった。その後、A が遺言をしないまま、脇見運転をしていた E の車に轢かれて死亡し、長男 B、次男 C、三男 D の 3 人が A を相続した。B は乙建物での営業を継続するために纏まった資金が必要となったため融資を受け、その担保として、B は C と D の協力を得て甲土地に抵当権を設定した。しかし、B はその被担保債権を弁済しなかったので、甲土地の抵当権が実行され、F が甲土地を買い受けてその登記を経た。

- (1) F が甲土地の所有権に基づき、B に対して乙建物の収去と甲土地の明渡しを求めた場合、B は F の請求を拒むことができるか。
- (2) B が E に対して A の死亡による損害賠償債務を免除した場合、C と D は E に対して A の死亡による損害賠償を請求することができるか。

以 上

商 法

【設例】を読んで、【設問1】【設問2】に解答しなさい。

【設例】

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。甲社は種類株式発行会社ではなく、甲社の定款には取締役と監査役の報酬に関する定めはない。

甲社は、令和6年6月に開催された定時株主総会（以下「令和6年総会」という。）で、取締役全員が1年間に受ける報酬の合計の最高限度額を3億円とし、その具体的配分を取締役に一任する決議（以下「令和6年総会決議」という。）を行った。令和6年総会の後に行われた甲社の取締役会は、専務取締役であるAが取締役として甲社から受ける報酬の月額を80万円とする決議を行った。Aの取締役としての任期は、令和8年6月に開催される予定の定時株主総会の終結のときまでである。

Aは専務取締役として適切に職務を遂行していたが、甲社の総株主の議決権の60%を有するBと個人的な対立が生じるようになった。BはA以外の取締役に働きかけ、令和7年6月に開催された甲社の定時株主総会（以下「令和7年総会」という。）にAの取締役としての報酬の変更に関する議題およびAには取締役としての報酬を支給しないものとする議案を提出させ、この議案はBの賛成により可決された（以下この決議を「令和7年総会決議」という）。令和7年総会の後、甲社はAへの取締役報酬の支払いを停止した。

【設問1】 令和7年総会決議に納得がいかないAは、令和7年総会の後も、甲社に対して月額80万円の報酬の支払いを請求することができるか。なお、令和7年総会決議の取消しの訴えは提起されないものとする。

【設問2】 仮に、令和6年総会決議が、「取締役と監査役全員が1年間に受ける報酬の合計の最高限度額を4億円とし、その具体的配分を取締役に一任する」という内容であったとする。この決議には会社法上どのような問題があるか。

以 上